財務諸表に対する注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)を採用している。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①什器備品·車両運搬具

定額法による減価償却を実施している。

なお、耐用年数は什器備品が4年、車両運搬具の普通自動車が6年、軽四輪自動車が4年である。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金………債権の貸倒による損失に備えるため、被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業に係る一般債権 については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討 し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金…… プロパー職員及び愛媛県からの出向職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち 当期に帰属する額を計上している。

③退職給付引当金……"プロパー職員の退職金支給に備えるため、期末要支給額の100%に相当する金額を計上している。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の範囲は、手許現金、要求払預金及び3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、 価格変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	138, 694, 676	101, 963, 974	101, 963, 974	138, 694, 676
基本財産引当有価証券	882, 995, 113	196, 149	106, 436	883, 084, 826
小計	1, 021, 689, 789	102, 160, 123	102, 070, 410	1, 021, 779, 502
特定資産				
技術振興基金引当有価証券	253, 012, 749	120, 177, 380	0	373, 190, 129
技術振興基金預金	157, 924, 913	599, 627, 721	719, 626, 143	37, 926, 491
地域産業活性化基金引当有価証券	252, 745, 389	180, 232, 282	0	432, 977, 671
地域産業活性化基金預金	198, 616, 460	703, 087, 034	883, 084, 667	18, 618, 827
基盤整備基金引当有価証券	40, 015, 782	100, 084, 702	0	140, 100, 484
基盤整備基金預金	110, 251, 356	391, 259, 410	491, 258, 095	10, 252, 671
退職給付引当資産	40, 510, 804	50, 817, 925	47, 727, 298	43, 601, 431
地域中小企業応援ファンド事業基金預金	604, 154	0	0	604, 154
地域中小企業応援ファンド事業基金有価証券	10, 581, 847, 654	1, 006, 394	1, 168, 618	10, 581, 685, 430
借入金返済準備預金	59, 894, 382	75, 789, 057	59, 894, 382	75, 789, 057
貸与事業補填準備金預金	60, 574, 979	60, 574, 979	60, 574, 979	60, 574, 979
被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金預金	15, 253, 000	15, 253, 000	15, 253, 000	15, 253, 000
被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金有価証券	4, 629, 184, 145	0	14, 835, 729	4, 614, 348, 416
小 計	16, 400, 435, 767	2, 297, 909, 884	2, 293, 422, 911	16, 404, 922, 740
合 計	17, 422, 125, 556	2, 400, 070, 007	2, 395, 493, 321	17, 426, 702, 242

※技術振興基金預金、地域産業活性化基金預金、基盤整備基金預金の減少額は、預金の預け替えによる他、主に、新たな債券(約定金額各119,998,422円、179,997,633円、99,998,685円)の購入のため、預金を取り崩したことによる。 ※技術振興基金引当有価証券、地域産業活性化基金引当有価証券、基盤整備基金引当有価証券の増加額は、主に、新たな債券(約定金額各119,998,422円、179,997,633円、99,998,685円)を購入したことによる。 ※基本財産預金、被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金預金及び貸与事業補填準備金預金の増減額は、主に、預金の預け替えによる

※借入金返済準備預金の増加額は、主に、借入金返済に備えるため、新たに15,894,675円を預け入れたことによる。

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産預金	138, 694, 676	(138, 694, 676)	_	_
基本財産引当有価証券	883, 084, 826	(883, 084, 826)	_	_
小計	1, 021, 779, 502	(1, 021, 779, 502)	_	_
特定資産				
技術振興基金引当有価証券	373, 190, 129	(343, 317, 756)	(29, 872, 373)	_
技術振興基金預金	37, 926, 491	(17, 581, 348)	(20, 345, 143)	_
地域産業活性化基金引当有価証券	432, 977, 671	(432, 977, 671)	_	_
地域産業活性化基金預金	18, 618, 827	(18, 618, 827)	_	_
基盤整備基金引当有価証券	140, 100, 484	(140, 100, 484)	_	_
基盤整備基金預金	10, 252, 671	(10, 252, 671)	_	_
退職給付引当資産	43, 601, 431	_	_	(43, 601, 431)
地域中小企業応援ファンド事業基金預金	604, 154	_	_	(604, 154)
地域中小企業応援ファンド事業基金有価証券	10, 581, 685, 430	_	(5, 680, 057)	(10, 576, 005, 373)
借入金返済準備預金	75, 789, 057	_	_	(75, 789, 057)
貸与事業補填準備金預金	60, 574, 979	_	(60, 574, 979)	_
被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金預金	15, 253, 000	_	_	(15, 253, 000)
被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金有価証券	4, 614, 348, 416	_	_	(4, 614, 348, 416)
小計	16, 404, 922, 740	(962, 848, 757)	(116, 472, 552)	(15, 325, 601, 431)
合 計	17, 426, 702, 242	(1, 984, 628, 259)	(116, 472, 552)	(15, 325, 601, 431)

4 担保に供している資産

基本財産預金10,419,250円、地域中小企業応援ファンド事業基金預金604,154円、地域中小企業応援ファンド事業基金有価証券10,581,685,430円(帳簿価額)、被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金預金15,253,000円及び被災中小企業施設・設備整備資金貸付事業基金有価証券4,614,348,416円(帳簿価額)は、長期借入金のうち15,282,000,000円の担保に供している。

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位・円)

保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及			(単位:円)
種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産			
20年利付国債(第131回) (H23. 12. 20~R13. 9. 20、1. 709%)	326, 435, 159	355, 329, 898	28, 894, 739
20年利付国債(第132回) (H24. 3. 21~R13. 12. 20、1. 781%)	283, 183, 496	309, 913, 475	26, 729, 979
20年利付国債(第182回) (R4. 11. 24~R24. 9. 20、1. 052%)	169, 725, 092	160, 479, 400	△ 9, 245, 692
20年利付国債(第182回) (R4. 11. 25~R24. 9. 20、1. 052%)	103, 741, 079	98, 097, 200	△ 5, 643, 879
小 計	883, 084, 826	923, 819, 973	40, 735, 147
特定資産			
10年利付国債(第348回) (H29. 11. 30~R9. 9. 20、0. 020%)	1, 153, 184	1, 144, 825	△ 8,359
20年利付国債(第131回) (H23. 12. 20~R13. 9. 20、1. 709%)	144, 609, 385	157, 397, 372	12, 787, 987
20年利付国債(第132回) (H24.3.21~R13.12.20、1.781%)	401, 416, 964	439, 307, 064	37, 890, 100
20年利付国債(第185回) (R5. 9. 11~R25. 6. 20、1. 348%)	8, 612, 410	8, 447, 010	△ 165, 400
宮崎県平成29年度第1号公債 (H29.11.30~R9.11.30、0.211%)	4, 576, 503, 469	4, 537, 659, 895	△ 38, 843, 574
東京都公募公債 (第787回) (H31.2.27~R10.12.20、0.130%)	1, 099, 486, 607	1, 084, 380, 000	△ 15, 106, 607
新潟県公募公債 (平成30年度第2回) (H31.2.27~R10.11.30、0.1275%)	49, 308, 148	48, 637, 400	△ 670,748
共同発行市場公募地方債 (第190回) (H31.2.27~R11.1.25、0.150%)	3, 261, 537, 819	3, 217, 946, 000	△ 43, 591, 819
北九州市公募公債 (平成30年度第3回) (H31.2.27~R10.12.21、0.145%)	1, 593, 696, 203	1, 572, 669, 000	△ 21,027,203
20年大阪府公募公債 (第14回) (R1.7.2~R18.9.29、0.309%)	102, 740, 533	94, 120, 000	△ 8,620,533
20年兵庫県公募公債 (第30回) (R1.7.2~R18.12.19、0.303%)	103, 672, 154	94, 620, 000	△ 9, 052, 154
20年兵庫県公募公債 (第38回) (R1.7.2~R21.6.20、0.322%)	702, 999, 080	612, 220, 000	△ 90,779,080
20年群馬県公募公債(第8回) (R1.7.2~R19.6.12、0.302%)	104, 181, 728	94, 440, 000	△ 9,741,728
20年京都府公募公債(平成29年度第5回) (R1.7.2~R19.8.14、0.299%)	104, 198, 262	94, 000, 000	△ 10, 198, 262
20年神戸市公募公債(平成29年度第5回) (R1.7.2~R19.9.18、0.308%)	207, 371, 039	187, 120, 000	△ 20, 251, 039
20年仙台市公募公債(平成29年度第1回) (R1.7.2~R19.10.19、0.311%)	103, 910, 785	93, 760, 000	△ 10, 150, 785
20年福岡市公募公債 (2023年度第3回) (R5. 9. 11~R25. 8. 21、1. 426%)	196, 013, 215	192, 140, 000	△ 3, 873, 215
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第65回) (R1.7.2~R20.8.27、0.239%)	129, 772, 664	116, 550, 000	△ 13, 222, 664
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第355回) (R1.7.2~R20.7.30、0.268%)	103, 067, 379	91, 400, 000	△ 11, 667, 379
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第367回) (R1. 7. 2~R20. 11. 30、0. 264%)	2, 643, 710, 244	2, 333, 250, 000	△ 310, 460, 244
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第373回) (R1.7.2~R21.1.31、0.280%)	206, 807, 123	181, 960, 000	△ 24, 847, 123
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第379回) (R1.7.2~R21.3.31、0.284%)	101, 917, 425	89, 290, 000	△ 12, 627, 425
政府保証日本高速道路保有・ 債務返済機構債(第451回) (R5. 9. 11~R25. 8. 31、1. 382%)	195, 616, 310	191, 500, 000	△ 4, 116, 310
小 計	16, 142, 302, 130	15, 533, 958, 566	△ 608, 343, 564
습 計	17, 025, 386, 956	16, 457, 778, 539	△ 567, 608, 417

※ 下段の()は、保有期間及び実質利率である。

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金	四国経済産業局	0	3, 868, 000	3, 868, 000	0	-
中小企業経営支援等対策費補助金	四国経済産業局	0	76, 083, 150	76, 083, 150	0	_
中小企業地域資源活用等促進事業補助金	全国中小企業振興機関協会	0	7, 430, 954	7, 430, 954	0	_
県内大学IT基礎講座実施事業費補助金	愛媛県	0	1, 892, 674	1, 892, 674	0	_
県外IT人材等活用モデル事業費補助金	愛媛県	0	3, 083, 980	3, 083, 980	0	_
愛媛県創業·経営基盤強化総合支援事業費補助金	愛媛県	0	44, 921, 000	44, 921, 000	0	_
愛媛グローカルビジネス創出支援事業費補助金	愛媛県	0	22, 959, 826	22, 959, 826	0	_
事業承継加速化支援事業費支援事業費補助金	愛媛県	0	5, 623, 319	5, 623, 319	0	_
農商工連携新商品開発事業費補助金	愛媛県	0	4, 871, 964	4, 871, 964	0	_
愛媛県下請企業振興事業費補助金	愛媛県	0	17, 512, 273	17, 512, 273	0	_
合 計		0	188, 247, 140	188, 247, 140	0	

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

	内	容	金	額
経常収益への振替額				25, 036, 805
運用利息収入振替額				25, 036, 805
	合	計		25, 036, 805

指定正味財産から振替額のうち運用利息収入振替額は、一般正味財産増減の部の基本財産運用益に13,375,656円、特定資産運用益に11,661,149円含まれている。

8 関連当事者との取引内容

関連当事者との取引内容は、次のとおりである。

種類	法人等 の名称	住所	資産総額 (単位: 億円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係 役員の 兼務等	内容 事業上 の関係	取引の 内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)							
						<u> </u>	V 2177121	事業費補助	100, 865, 036	未収金	22, 113, 800							
												事業受託	179, 993, 628	未収金	179, 993, 628			
支配法		松山市 一番町		地方公共団						<u> </u>								評議員 1名
人	愛媛県	4丁目 4-2	18, 643	体		理事 1名	県出資法人	資金借入	0	長期借入金 (一年内返 済予定長期 借入金含 む)	13, 475, 680, 000							

取引条件及び取引条件の決定方針等

- . 「事業費補助」は、各補助金の交付要綱等に基づき交付を受けている。
- . 「事業受託」は、各事業の委託契約(実費弁償方式)に基づき受託している。
- . 「指定管理受託」は、「テクノプラザ愛媛の管理運営に関する基本協定書」等に基づき受託している。

9 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

前期末		当期末		
現金預金勘定	109, 897, 660円	現金預金勘定	125, 563, 492円	
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	0円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	0円	
現金及び現金同等物	109, 897, 660円	現金及び現金同等物	125, 563, 492円	

10 その他

- ①中小企業地域資源活用等促進事業費補助金においては、交付済額が確定金額を1,281,660円超過したことから、当該超過金額 は受取国庫補助金に計上していない。なお、当該超過分はすでに受領しているため返還する必要があるが、当法人の費用で はないことから支払返還金に計上していない。
- ②経営改善計画策定支援事業受託料においては、支払済額が確定金額を3,876,388円超過したことから、当該超過金額は事業 受託収益に計上していない。なお、当該超過分はすでに受領しているため返還する必要があるが、当法人の費用ではない ことから支払返還金に計上していない。